

題) ~金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う変更のお知らせ~

お客様各位

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

2010年8月1日より施行される金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴い、お客様のお取引につきまして、重要な変更がございます事をお知らせ申し上げます。

また、取引約款及び取引説明書の内容も変更されますので、併せてお知らせ申し上げます。

変更点及び変更日時につきましては以下のとおりです。

今回の変更は、変更日時において未決済の残玉にも適用されますので、変更日時をもって、未決済残玉に対する必要証拠金が増額する事になり、その結果、強制決済(ロスカット)の発動となる場合がございます。下記の内容をご確認の上、未決済残玉を保有されているお客様は充分なご資金でお取引をして頂きますようお願い致します。

【2010年7月5日から】

~外国為替証拠金取引に関わる変更点~

※必要証拠金の変更

証拠金規制により2010年7月5日からレバレッジ50倍(総取引額2%)の必要証拠金とさせていただきます。

※強制決済(ロスカット)基準の変更

必要証拠金維持率が100%を割れた時点で値洗評価の損失額が大きい建玉から強制決済(ロスカット)の発動とさせていただきます。

証拠金規制より証拠金率判定時刻における実預託額が必要証拠金額を下回った場合は不足額の請求もしくは建玉の決済を行う事とされておりますが、ODLでは必要証拠金維持率が100%を割れた時点で、改めて不足額の請求の手続を行う事はせず、値洗評価の損失額が大きい建玉から強制決済(ロスカット)の発動とさせていただきます。尚、有価証券による証拠金充当は行っておりません。

【具体例】

例えば、総取引額が100万円である場合に、従来は1万円の証拠金で足りたものが、今回の変更により、2万円の証拠金が必要となります。

預託金額が2万円未満のまま、今回の変更日時を迎えますと強制決済(ロスカット)が発動する事になりますのでご注意ください。

~FX 外国為替証拠金取引 取引概要変更点~ <http://www.odls.co.jp/services/fx.html>

必要証拠金 … レバレッジ 50 倍（総取引額の2%）

強制決済(ロスカット) … 証拠金維持率が 100%を割れた場合、値洗評価の損失額が大きい建玉から強制決済(ロスカット)（有価証券による証拠金充当は行わない）

～店頭外国為替証拠金取引説明書変更点～

[外国為替証拠金取引説明書] http://www.odls.co.jp/download/odl_fx_instruction.pdf

取引上の重要事項 ③強制決済ロスカット)

新：～～必要証拠金維持率が 100%を割れた場合は損失の拡大を防ぐため、お客様の残玉を ODL の判断によってお客様の勘定で強制決済（ロスカット）を行います。～～

以上、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

株式会社ネクストインベストメント
第一種金融商品取引業
関東財務局長（金商）第 1661 号
代表取締役 山田 稔
〒150-0012
東京都渋谷区広尾 5-25-5
広尾アネックスビル 6F
電話番号 03-5795-0707
FAX 03-57950808